

**令和2年第4回七戸町議会定例会
会議録（第4号）**

令和2年12月4日（金） 午前10時00分 開議

○議事日程

- 日程第 1 報告第 22号 専決処分事項の報告について
(令和2年度七戸町一般会計補正予算(第7号))
- 日程第 2 報告第 23号 専決処分事項の報告について
(令和2年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第3号))
- 日程第 3 議案第 97号 七戸町議会議員及び七戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 98号 七戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 99号 七戸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第101号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 7 議案第102号 七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第103号 七戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第104号 七戸町公の施設における指定管理者の指定について
(七戸町農業施設・七戸町農産物加工センター(農産物加工開発研修センター))
- 日程第10 議案第105号 七戸町公の施設における指定管理者の指定について
(七戸町文化村美術館等)
- 日程第11 議案第106号 七戸町公の施設における指定管理者の指定について
(七戸町総合福祉センターゆうずらんど)
- 日程第12 議案第107号 七戸町公の施設における指定管理者の指定について
(七戸中央イベント広場)
- 日程第13 議案第108号 七戸町公の施設における指定管理者の指定について
(七戸町東八甲田家族旅行村・七戸町営スキー場)
- 日程第14 議案第109号 七戸町公の施設における指定管理者の指定について
(七戸町和田ダム利活用施設(わんだむらんど))

| | | | |
|-------|-----|-----|--|
| 日程第15 | 議案第 | 91号 | 令和2年度七戸町一般会計補正予算（第8号） |
| 日程第16 | 議案第 | 92号 | 令和2年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第17 | 議案第 | 93号 | 令和2年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第18 | 議案第 | 94号 | 令和2年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第19 | 議案第 | 95号 | 令和2年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第20 | 議案第 | 96号 | 令和2年度七戸町水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第21 | 報告第 | 24号 | 七戸町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和元年度事務事業分）に関する報告について |
| 日程第22 | 諮問第 | 3号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第23 | 発議第 | 7号 | 七戸町議会ハラスメント防止条例の制定について |
| 日程第24 | | | 委員会報告について（各常任委員会及び議会運営委員会） |
| 日程第25 | | | 閉会中の継続調査申出書について（各常任委員会及び議会運営委員会） |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16名）

| | | | | | |
|----|-----|--------|-----|-----|--------|
| 議長 | 16番 | 瀬川左一君 | 副議長 | 15番 | 盛田惠津子君 |
| | 1番 | 中野正章君 | | 2番 | 山本泰二君 |
| | 3番 | 向中野幸八君 | | 4番 | 二ツ森英樹君 |
| | 5番 | 小坂義貞君 | | 6番 | 澤田公勇君 |
| | 7番 | 疍清悦君 | | 8番 | 岡村茂雄君 |
| | 9番 | 附田俊仁君 | | 10番 | 佐々木寿夫君 |
| | 11番 | 田嶋輝雄君 | | 12番 | 三上正二君 |
| | 13番 | 田島政義君 | | 14番 | 白石洋君 |

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|------|-------|----------------|-------|
| 町長 | 小又勉君 | 副町長 | 高坂信一君 |
| 総務課長 | 中野昭弘君 | 支所長 (兼庶務課長) | 小山彦逸君 |

| | | | |
|--------------------------|---------|------------|-------|
| 企画調整課長 (兼地域おこし総合戦略課長) | 田嶋邦貴君 | 財政課長 | 金見勝弘君 |
| 会計管理者 (兼会計課長) | 原田秋夫君 | 税務課長 | 附田敬吾君 |
| 町民課長 | 原子保幸君 | 社会生活課長 | 澤山晶男君 |
| 健康福祉課長 | 井上健君 | 商工観光課長 | 附田良亮君 |
| 農林課長 | 鳥谷部勉君 | 建設課長 | 氣田雅之君 |
| 上下水道課長 | 仁和圭昭君 | 教育長 | 附田道大君 |
| 学務課長 | 鳥谷部慎一郎君 | 生涯学習課長 | 田中健一君 |
| 世界遺産対策室長 | 甲田美喜雄君 | 中央公民館長 | 高田博範君 |
| 南公民館長 (兼中央図書館長) | 高田美由紀君 | 農業委員会会長 | 天間俊一君 |
| 農業委員会事務局長 | 三上義也君 | 代表監査委員 | 野田幸子君 |
| 監査委員事務局長 | 天間孝栄君 | 選挙管理委員会委員長 | 新館文夫君 |
| 選挙管理委員会事務局長 | 原子保幸君 | | |

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長 天間孝栄君 事務局次長 鳥谷部伸一君

○会議を傍聴した者（5名）

○会議の経過

○開議宣告

- 議長（瀬川左一君） 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。
したがって、令和2年第4回七戸町議会定例会は成立しました。
議長において作成しました議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
これより、12月3日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。
-

○日程第1 報告第22号

- 議長（瀬川左一君） 日程第1 報告第22号専決処分事項の報告について（令和2年度七戸町一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第22号専決処分事項の報告について（令和2年度七戸町一般会計補正予算（第7号））は、原案のとおり承認されました。

○日程第2 報告第23号

- 議長（瀬川左一君） 日程第2 報告第23号専決処分事項の報告について（令和2年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第23号専決処分事項の報告について(令和2年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第3号))は、原案のとおり承認されました。

○日程第3 議案第97号

○議長(瀬川左一君) 日程第3 議案第97号七戸町議会議員及び七戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

7番議員。

○7番(听 清悦君) この公費負担の財源は、国から交付されるものなのか。まず1点伺います。

2点目は、一般会計で、それが議会費に上乗せされるのか、議会費が増額になるのか。それを2点目に伺います。

○議長(瀬川左一君) 町民課長。

○町民課長(原子保幸君) お答えいたします。

まず、この公費の負担の金額がどちらから来るのかということですが、現時点では、国のほうでは補填する予定はないということですから、町の持ち出しで対応することになります。

あと、議会費のほうに盛り込まれるかどうかということですが、それは、選管の一般会計の予算のほうに盛り込むことになります。

以上です。

○議長(瀬川左一君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第97号七戸町議会議員及び七戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○日程第4 議案第98号

○議長（瀬川左一君） 日程第4 議案第98号七戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第98号七戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第5 議案第99号

○議長（瀬川左一君） 日程第5 議案第99号七戸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第99号七戸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第6 議案第101号

○議長（瀬川左一君） 日程第6 議案第101号地方税法等の一部を改正する法律の施

行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第101号地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第7 議案第102号

○議長(瀬川左一君) 日程第7 議案第102号七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第102号七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第8 議案第103号

○議長(瀬川左一君) 日程第8 議案第103号七戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第103号七戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第9 議案第104号

○議長(瀬川左一君) 日程第9 議案第104号七戸町公の施設における指定管理者の指定について(七戸町農業施設・七戸町農産物加工センター(農産物加工開発研修センター))を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

12番。

○12番(三上正二君) 二、三点伺います。

まず一つ目は、農産物加工センターですが、うちのほうの野々上地区にも加工施設があるのですけれども、その形と今のセンターですが、地域の人たちが、そういう組織というのか、そういう任意団体なのか分からないけれども、それで管理すれば、運営費がそんなにかかっていない。設備とかそういうのはあったにしても、そんなにかかっていないと思うのですが、そういう類いの形で、これはやれないものなののでしょうか。

それともう一つ、ここから大事なのですが、一般社団法人東八甲田ローズカントリー、これはこれでいいのですが、この代表に副町長がなっているのですよね。コロナ禍でもそういうので、先般のときにも補正でも出てくるのでしょうかけれども、どうしても長いときには、これはやむを得ないから、コロナ禍の中で補填するという形で、ややもすれば、ここの場所が反日の丸的な職員の人たち方もそういう形になっている気がしないでもないのですよね。採算ベースと企業ベースという形で考えれば、職員とはそういうものをもっと真剣に考えなければならないと思うのですが、何せ副町長がここの代表者という形で、どういう選任のもとになっているか分からないけれども、どうしたって

やっぱり本職は副町長ですから、こっちはですね。そうすれば、ローズカントリーは経営という形の中には、なかなか不向きだと思うのですよ。これに反対するという事ではないですよ。

ただ、そういうふうなときの経営という形で考えたときには、経営体そのものの経営の経験があるというのを、例えば他市町村でもいいし、全国どこからでもいいのだけれども、そういう経営に明るい人を連れてきて経営させるという考えで、別に副町長が代表者になる必要はないと思うのですけれども、その点をまず伺いたいです。

○議長（瀬川左一君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部 勉君） お答えいたします。

最初の1点目のそういう地域、もしくはそういう団体が自主的な運営ができないかという加工施設の関係でございますが、主に加工施設を使っている団体は、加工友の会で使っておりますけれども、会員は町内全域からの参加者となっております。

前々から加工友の会のメンバーの方々に、この直接運営ができないかどうかというのは、役員会、総会等でも提案はなされてきていると伺っておりますが、残念ながら、運営自体はできない方向で回答をいただいておりますので、農林課のほうが直営でずっとやってきておりました。

今回は、同じ施設内にローズカントリーがあるということで、指定管理のほうをお願いしているところでございます。

○議長（瀬川左一君） 二つ目の質問、町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

農業センターということで、平成8年から、当初はよかったのでありますけれども、バブル崩壊後、花の、特に切り花の価格というのは、もう安値でずっと来ているということで、非常に実は苦戦してきました。ただし、補助の網がいっぱいあるということで、なかなか運営形態の変更というのもできないと。その中で、いろいろ指導してきましたが、そういった指導不足もありました。非常に経営的には苦しいという状況が続いてきたわけですから。

今ここへ来て、幸い、大幅な経営形態の変更ということで進めていきたいと。バラにこだわらずに、町内の必要な農業者にハウスの貸出しをしたり、あるいはまた東奥日報で報道いたしました。ゆくゆくは、いわゆる家族旅行村、ケビン、スキー場、そういったものを含めて、あそこを一体的に観光の一つの拠点という捉え方をして、そういう方向で事を進めたいと思っておりますし、ハーブというのも書いていました。

それから、飲食の施設というのは、今あそこの管理棟に若干、ソフトクリームとか飲む施設ありますけれども、でなくても、いわゆるあそこの家族旅行村からローズカントリーまで含めたある程度本格的な飲食の施設といったのはないと。だから、そういったものも一部ハウスの中に設置したり、そこにそれ相応の人を張りつける。もちろん代表者は副町長でありますけれども、一気にそこまで行ければいいのですが、なかなか行けないと。取

りあえずこれでスタートして、そういう人間を張りつけて、人材を張りつけて、そして総合的な集客、誘客、これを図っていくような方向を目指していきたいというふうに思っております、今までと大幅に変更すると。

果たして、これもうまくいくかというよりも、うまくいくようにいろいろ努力をして進めていきたいと思っておりますし、その間で、例えばバラ祭りとかといったもの、あるいはやるのでありますけれども、どうぞ、おいでになったら、いろいろアドバイスをいただいて、そして新しい時代の、いわゆる新しい観光誘客の施設を目指していきたいというふうに思います。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） 今、町長がいみじくも言いましたけれども、例えば網がかかっているというのは、ハウスではなくてバラの選花場のほうだと思うのですよ。だから、それはそれで補助金をもらってやったものだからしょうがないにしても、どうすれば、会検とかそういう、変な言い方になるかもしれないですけども、引っかからない程度の形でハウスを利用すると。後は自由に使えるわけでしょう。

それから、今、家族旅行村とかスキー場のことも一体的にあそこを考えるとすれば、やっぱり副町長がトップとかそういうことではなくて、それでもいいのでしょうかけれども、やっぱりそういうヘッドハンティングという、そういうふうな全国にはいろいろな人がいると思うのですよ。だから、そういう人を、例えば何年間か連れてきて、それで経営とかそういうノウハウを伝授されて、その間に、その下につく人たちがこの町の人でもいいだろうし、いろいろな形の中でやっていく方向というのは考えられませんか。

それと同じ感覚で、今、道の駅ですよね。今この本題にはないけれども関係ありますので、話させてもらいますけれども。今直売の部分と、それから物産の部分ですか。直売の部分は、商工観光課で直営やっていますでしょう。でも、これはいつまでも続くものでは、暫定的な形であろうと思うのです。だけれども、それ一つを一体として管理するといったときには、誰がやるというと、七戸町は残念ながら、そんなにやれるとは思われないのですよ。だから、それもやっぱり先ほど言ったみたいに一体的な、今すぐできないと思うのですけれども、一体的な形でヘッドハンティングをして、やれる人を全国から探して、その下に地元の人なりスタッフをつけて、勉強させて、そういう形で考えられないものなのでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） まず、ローズカントリーのほうですけれども、ハウス自体はもう既になかなり年数がたって、これはもう自由に使っていいということで、いろいろな施設はまだあります。したがって、バラはやめるわけにはいかないから、1棟なり2棟なり、これはやっていくと。

おっしゃるとおり、かつて地域おこし協力隊で募集したことがありました。ただし、これは技術者の関係ですけれども、全国にネットで募集したのですが、残念ながら手を挙げ

る人はいませんでした。一般的なそういう観光の発想、あるいはまた、今の新しい時代のテレワークなり、あるいはまた、山の上のほうのワーケーションなり、そういったものも念頭に入れながらの経営ということになってくれば、思い切った発想の転換というのは必要になりますし、そういう感覚を持った人がやっぱりやって当然だと思っていて、これからどういうふうな募集をするのか、あるいはまた、取りあえずこちらでも考えている人もいますけれども、そういう抜群の才覚を持った人が、あるいはそれに越したことはないと思っていて、いろいろ募集をしてみたいと思います。

それから、道の駅のほうですけれども、道の駅は、実は七彩館の、いわゆる産直友の会のほうの経理といたしますか、それは物産協会に委託をいたしております。おっしゃるとおり、いつまでもこれも商工観光課直営というわけにはいきません。そういう体制がよく取れた時点で、これは一体的な管理というのをお願いをしなければならぬというふうに思います。そのほうがまた効率がいいと思っております。

これもまた、他に向けて、人材の募集はいいと思っておりますけれども、取りあえずは株式会社物産協会は、いわゆる産直施設のためだけに設立した団体ということですから、これを全くそっちへ置いて、新たなよそから連れてくると、そういう組織団体をまず入れるというわけにはいかないと思っております。

ただし、人として、人材としてのそういった人があれば、それはやっぱりあそこを今までとまた変わった活性化、これが期待できると思っておりますので、その辺も念頭に置きながら今後進めてまいりたいと思っております。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） そういう人があれば見つけてというのではなくて、組織体のつくり方はどういう形でもつくれると思うのですよ。だけれども、前にも直売の関係の中でいろいろな過程で問題もトラブルもありました。それはそれとして、でもその近くに目星のついた人が、それはあればいいですよ。ただ、私が見る形では、そんなにこれはあれ全体をやるという方は、全国的な規模から見ても、そんなに見劣りする形ではないはずですよ。

ましてや、間違いなくあそこは新しい市街地になる地域で、あそこにかいによって、どういう形になるかというのは、想像が幾らでも広がるのですよ。そのためにも、やっぱりそういう経営感覚、ずっと職員として雇うという意味ではないのですよ。そういう人を全国探せばあると思うのですよ。そういう人を何年かでもいいですから連れてきて、それでローズガーデンもみんな同じですけれども、そういう形でないと、そういうふうに行ったほうがいいと思うのですけれども。これはすぐに今日の明日とやってみて、それが全てうまくいくとは言いません。だけれども、そういうふうな方向性に向かっていくという形で考えて、ある人が目星あるからそこからここに連れてきて、そういうレベルではなくて、どうでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） おっしゃることはよく分かります。いろいろいただいた御意見を参考にしながら、今後に向けて進めていきたいと思えます。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

7 番議員。

○7 番（听 清悦君） 加工施設も指定管理業務の中にも含めるということについて、ちょっと気になる部分もあるので伺います。

事務的な作業の分も含めて123万円ということですが、農林課が6次産業化に関わる業務の中で、ここが一番大きかったのではないのかなと思っています。それを指定管理のほうに出した場合に、今度、一般質問では農林課の6次産業化の支援を受けながらローズカントリーが加工も取り組んだらと言ったものの、職員がこの業務を指定管理に出した場合に、今度は6次産業化に携わる職員がいない状況になってしまわないかという点が心配されるので、その業務はどうなるのかというのが1点。

それから、コロナの影響で売上が落ちている中でも、特に花卉関係もそうだと思いますけれども、その対策として持続化給付金というのが法人であれば200万円、ある月が前の年のその月の売上50%以下になっていればもらうことができると。それは、申請できる月があったのかどうか。

なぜそれを聞くかということ、例えば赤字になった場合、指定管理料を支援金という、この前、名前が出ましたけれども、名前は何であれ、とにかく町の一般会計からお金を出すということになるわけですが、気になるのが、私が収入保険の呼び水的に事務費だけでも公費で出してあげたらと言ったのは、収入保険で入る半分は国の財源になるので、町が100%収入減少分を補填するより絶対有利だと思って提案したものです。その場合、ローズカントリーは収入が減ったら、その差額分全部支援金という名目で助けてあげるのか、それとも、農家全体が収入減った場合も助けるつもりで考えているのかという点を伺います。

第三セクターの問題というのは、競争原理が働かないと効率がよくなるというだけではなくて、一般会計から簡単に補填されるような流れになってくる点がちょっと心配される点です。まず、補填する部分がどうなるのか、考え方はですね。ほかの農家とも公平に扱うつもりで収入減少をカバーするという大きい考え方があるのかということですね。

3回までしか質問できないので、ある程度突っ込んで質問します。

町長も考えているとおり、私もあそこをどうやってよくするかというのを常に考えているわけですが、経営改善計画の中を見ていたら、やはりローズカントリーだけで何とかしようと思っても限界があるような表現が見受けられました。例えば、バラソフトでも、それを作る器械が200万円するということで、その200万円をどう捻出するかみたいところで悩んでいたり、あと、三上議員も客商売なのに土日休んでいていいのかという発言があった後に、私が土日に七彩館に行ったときに、七彩館の入り口で一生懸命バラも売っていました。

実は、あそこはローズカントリーが頑張るよりも、今後どうなるかですけれども、私であれば、あそこをレジの前にバラを置いて、レジだと並ぶ時間結構あるのですね。入り口に立っていても、みんなすぐ中に入りたがって、声をかけてもみんな素通りするのですけれども、むしろレジ業務の人にそういった部分の売り込みもやってもらうとか、効率が上がると思うのです。

その場合、やはり来年の道の駅は、指定管理するのか直営するのか、これからでしょうけれども、その部分で七彩館を直営にするにしても、指定管理するにしても、ローズカントリーの売上も伸びるような、少ない経費で売上を伸ばすようなアイデアも出させるような募集の仕方がいいのではないのかなと思いました。

その加工について、今初めてその施設の簡単な管理業務だけ始めたローズカントリーが、加工でも利益を上げるようになるという5年、10年かかる話だと思うのですけれども、もし仮に、来年、七彩館を指定管理でそういったノウハウも持ったところを募集かけて選ぶとなれば、加工も当然やる力がある、実績があるようなところを選定できればいいとは思っていますけれども、その辺り、今現在どのように考えているのかを伺います。

大きく3点になります。

○議長（瀬川左一君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部 勉君） お答えいたします。

まず1点目の6次産業化の関係でございますが、加工施設の管理等については指定管理として出しておりますが、6次産業化の町の単独補助金については、町の事業になりますので、従来どおり農林課所管となります。

○議長（瀬川左一君） 7番議員、簡潔に。答弁できるように。2番目と3番目が分からなくなっているから、もうちょっと簡潔に質問してください。

○7番（听 清悦君） 6次産業化の補助金関係は、今までどおり農林課がやるということが分かりました。

職員の今まで担当してきた部分の仕事が減った分、ただ何もしないというわけにはいかないと思うので、そのところはどうかという内容です。今まで農林課の職員がやっていた部分が指定管理としてローズに行くわけですから。今まで担当していた職員の6次産業化のところをもっと何か新しい取組や業務をやらせるということなのかどうか。

○議長（瀬川左一君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部 勉君） お答えいたします。

加工センターの業務を担当している職員と6次産業の加工研究のほうの補助金の担当者は、特に重複していないのが現状でございます。加工センターの業務に関しては、受付業務の整理でございますので、担当者という担当者は特にいない状況です。

ただ、会計処理が伴いますので、その分については、納付書の発行等について担当者を置いているような状況でございます。

特に6次産業のほうは重複していないので、加工業務のほうの空いた時間でという考え方にはならないかと思っております。

次に国の支援策については、春の段階で調査をした結果は対象にはならなかったのですが、夏以降の売上について、今申請できるかどうか精査しているところでございます。おおむね、調査のほうは経理のほうとチェックをしまして大分精査しましたので、申請する方向で検討しております。

あと、出えん等に関しましては、第3セクターへのという考え方でございましたので、一般農業者等との比較はしておりません。

○議長（瀬川左一君） 3点目、町長答弁。

○町長（小又 勉君） 3点目ですけれども、今年、七彩館というよりも花き展示館での販売体制のお話だったと思いますが、ちょうど稼げるときに何で土日に休むのかということ、当時の理事長、いわゆる副町長の指示で、それはもう改善しているということです。確かに、本当に一番お客様が来るときに休んでいるというのは、やっぱりどうもサラリーマン感覚だということで、これは改善をしております。

それから、同じ町の仕事ということになると思います。事業ということで、いわゆる販売の体制ですね。入り口において、物を売ろうとしてもみんな素通りすると。だからやっぱりレジも、あそこは物産協会、あるいはまた産直友の会の担当者がいますけれども、そこはお互いに連携を取りながら、一番よく売れる体制づくりということは、今後御指摘のとおり指導して、しっかりした体制、物をつくったら売らなければならないということですから、それはちゃんとした体制で進めていきたいと思っております。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

7番。

○7番（昴 清悦君） 一通り答弁もらいました。

2点、明確に欲しい答弁がもらえていないというのは、農林課の職員が、加工と研究の部分の職員が別々だということなのですけれども、職員の業務が多過ぎて残業もオーバーするぐらいの仕事量なので、これは指定管理のほうに仕事を移すというのであれば、分かります。今のところ、新たに何か減った分の仕事をやらせるということではないので、今まで忙し過ぎる部分を外に出したという、今解釈をしました。自分がそう解釈したのが違うようだったら、また後で詳しく聞きます。

一番大事なところというのが、国が失業者もどんどん増え、企業倒産も増え、自殺者も増えているという中で、なかなか国の支援策が弱い状況の中で、特に農業者もほかの業種より収入が多いわけではなくて、その中で農水省が出した収入保険というのは、逆に自分がほかの業種にもこの収入保険という制度を設けたほうがいいぐらい、いい制度だと褒めたぐらいです。残念ですけれども、例えば売上、過去5年間の中間の3年の平均が1,000万円だとした場合に、満額の保険かけても900万円までの補填になるわけですよ。100万円どうしたって足りないわけです。その中で農家が自分の経営判断で収入保

険をいざというときのために使うという、本当は使ったほうがいいと思うのですけれども。ローズカントリーも同じ農業経営をやっている中で、私は収入保険というのを使うべきではないかなと思っています。

そういった中で、例えば町が支援金として収入が減少したときに補填するとしても、やはり収入保険をかけてもらって、農家と同じように収入が減っても補填するとしても900万円までというふうに公平にやるべきではないのかなと思っています。私が当初、収入保険をなるべく利用させたほうが、そういった場合にもいいと思ったのは……。

○議長（瀬川左一君） 簡潔に。

○7番（畠 清悦君） 支援金というのがこの前出ましたけれども、具体的にどれぐらいの収入減少が出た場合にどの程度まで支援金というのを出す考えなのか、まだそこは金額の出し方で決まっていないのか伺います。

○議長（瀬川左一君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部 勉君） 答えいたします。

前日に説明したのは、見通しの段階でございましたので、あと4か月いろいろな施策をやって赤字にならないように努めるという前提でお話をしておりましたので、どのぐらいになるのかというのは、年明けてからになってくるかと思えます。実際に、金額が出た段階でどこまで補填できるのか、全くしないのか、そこら辺は金額を見て、これからの判断になるかと思っております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

11番議員。

○11番（田嶋輝雄君） 7番議員が質問したのと、そして12番議員も様々な質問をされました。そこで、町長の答弁の中で総合的な考え方ということで、確認したいと思えます。

というのは、先ほどの話の中に、発展的な考え方とか、一体的な考え方をしたものに関してはどういう形の中で将来考えますと、そういった方が出てくれれば考えますということでもあります。

これから議案104号以下、5件ほど指定管理が議案等提出されて採決されるわけですが、そこで、本当に途中3年から5年です。指定管理の期間としては、長いので5年。これが採決されれば、3年あるいは5年というものはそのまま推移していくわけですが、途中でそれなりの総合的な考えの中ですばらしい考えを持った方、あるいはまた、やりたいという方が出てきたときに、その期間の中でどのような形で再考する考えがあるか、そのところを確認したいと思えます。そこ1点だけです。

無理だということであれば、3年間は約束されるわけですね。5年間約束されるわけですが、そこには、町の発展というのはどれだけあるのかなのか、それはやってみなければ分からない部分もありますけれども、その確認をどのようにしていくのかということ

も含めてお聞きします。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） 指定管理の期間は、3年なり5年なりということで、議会の議決を経てスタートするというものでありまして、その3年間、指定管理を受けた人がなすがままに何もないのかというと、これは違います。当然その都度都度、やっぱり行政として、状況をよく把握しながら、観察しながら必要な改善策というのは当然これは言う権利というのは、一つの権利というより義務です。あります。

ただ原則としては、一旦指定を受けた人はやっぱり3年なり5年なり、それはしっかり管理運営をしていただくということにならなければ駄目です。途中で駄目だから変えろというわけにはいかないと思います。

○議長（瀬川左一君） 11番議員。

○11番（田嶋輝雄君） 一応変えられないということでありましてけれども、私はその改善策の中で、共同、あるいは共催とか、様々な形の中で一体感を持った取組も可能ではないのかなと私は考えます。指定管理されたところは指定管理された主たるところがございますけれども、そういった意味では、そういう共同作業も含めた形の中で取り組むことができるのではないかと。そこのところを少し幅を持った考え方はあるか。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） 一般質問のときも申し上げましたが、いわゆるバラは取りあえずは2棟。あとのハウスは自主事業ということで、いろいろな構想を持ってこういうのをやりたいというのが来れば、それはそれで検討して、よければそちらのほうをやっていただくと。いわゆる果樹であるとか、あるいはまたいろいろな果菜類の話もありました。様々などういった形で話が来るのか、提案が来るのか、それによって、いわゆるこれから新しい運営形態として、自主事業でそれは十分対応できるというふうに思います。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第104号七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町農業施設・七戸町農産物加工センター（農産物加工開発研修センター））は、原案のとおり可決されました。

○日程第10 議案第105号

○議長（瀬川左一君） 日程第10 議案第105号七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町文化村美術館等）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

9番議員。

○9番（附田俊仁君） 確認なのですが、1番の名称、文化村美術館でよろしいのでしょうか。鷹山宇一記念美術館という名称ではなかったのですか。確認です。

○議長（瀬川左一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（田中健一君） お答えいたします。

条例の中に、七戸町文化村設置条例というのがあるのですが、その中で文化村には鷹山宇一記念美術館、絵馬館、スペイン民芸資料館、そのほかに物産館、花き展示館、山車展示館等を含めて総称して七戸町文化村という設置条例を設けております。

その中で、美術館と絵馬館、スペイン民芸資料館を今回指定管理するというので、この名称で行っております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

7番議員。

○7番（听 清悦君） 一般質問でも話していましたが、指定管理者制度というのが、競争原理を働かせるというのであれば、選択肢を増やすということになるわけですが、これはどのような公募の仕方をしたのか伺います。

○議長（瀬川左一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（田中健一君） お答えいたします。

今回、この美術館の指定管理に当たっては、指定管理者条例第5条の規定により、公募によらない候補者としたものであります。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

14番議員。

○14番（白石 洋君） 11月30日の日の朝でした。ちょっと所用がございまして公民館に行きましたら、たまたま館長が車から下りられてきまして、その姿は非常につらそうだったので。年齢のこともあるのかどうかわかりませんが、それはそれとしても、一方で私がそのとき感じたのは、町でこれだけのものを鷹山家にあれして造ってくれた美術館なのだなど、そういうことで一生懸命頑張ってそうしているという姿に映ったものですから。しかし、それもそうだかわからないけれども、そこまで頑張っていたかなくてもいいのではないかという、いわゆる気がしたのですよ。本当につらそうでし

た。あそこのところに、玄関のところにちょっとしたスロープがあるのですよ。そのスロープもやっとなので、これについては、町長、健康のこともあるのかもしれませんが、その辺も話し合いといえればおかしいですけれども、していただきながら、というふうな思いがあったものですから、あえて今質問したということです。

この件については賛成でございますけれども、その辺いかがですか。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） ひばり館長は、非常に健康に不安を持っているということで、多分つらい毎日だろうと、そう思っています。実は、会議をするにしても、本庁舎はエレベーター、エスカレーターがないものですから、ちょっと館長が上までくるのは無理だということで下の会議室でやった経緯もあります。この間、濱中先生から頂く絵画、そのときもエレベーターのある七戸庁舎で頂きました。それぐらい大変な状況です。

今後、率直にそういった状況を館長と話し合いをしてみたいと思います。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第105号七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町文化村美術館等）は、原案のとおり可決されました。

○日程第11 議案第106号

○議長（瀬川左一君） 日程第11 議案第106号七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町総合福祉センターゆうずらんど）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第106号七戸町公の施設における指定管理者の指定について(七戸町総合福祉センターゆうずらんど)は、原案のとおり可決されました。

○日程第12 議案第107号

○議長(瀬川左一君) 日程第12 議案第107号七戸町公の施設における指定管理者の指定について(七戸中央イベント広場)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

12番議員。

○12番(三上正二君) ちょっと教えてください。

この目的の中に地域の特産物の宣伝の場としてとあるのですけれども、見ていると、七戸の町の人たちが物を出している人というのは、何人くらいあるのでしょうか。ほとんど見当たらないのですけれども。分からなければ分からないで結構です。

○議長(瀬川左一君) 商工観光課長。

○商工観光課長(附田良亮君) お答えいたします。

市日の話でよろしかったですか。最近の市日の出展者は、町外の方が100%とは言いませんけれども、ほぼ占めているという状態です。

以上です。

○議長(瀬川左一君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第107号七戸町公の施設における指定管理者の指定について(七戸中央イベント広場)は、原案のとおり可決されました。

○日程第13 議案第108号

○議長(瀬川左一君) 日程第13 議案第108号七戸町公の施設における指定管理者

の指定について（七戸町東八甲田家族旅行村・七戸町営スキー場）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

9番。

○9番（附田俊仁君） 東八甲田ローズカントリーの指定管理が採択されたのですが、こちらは3年で、今の家族旅行村のほうは5年なのですよね。先ほどの町長の答弁を聞いていると、あそこを一体化してやっていきたいというお話だったと思うのですが、この場合、この5年という期間を3年と5年ではずれていくわけですよ。その5年という期間を3年にして、一体化をしていくのであれば、指定管理の時期を合わせていったほうがいいと思うのですが、その辺はどうお考えですか。

○議長（瀬川左一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（附田良亮君） お答えいたします。

まず、一体管理ということは別にして、それぞれ施設としてみると、1回目でなければ5年という指定管理ができるという形を出しています。

また、先ほどの広い意味での一体管理が具体的に決まって、確かに3年後、あるいは4年後とかにこの方法がいいのではないかとということが決まれば、5年という指定管理の期間であっても、これは議会の議決が必要ですので、この期間を4年に区切って、その後どうするのだということを議会に提案して議決されれば、直していくというか、次の状態には入ることは可能となります。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えします。

一体管理と申し上げましたが、それぞれ指定を受けた業務内容をそれぞれ分割してばらして全部管理するというものではありません。それぞれの組織団体が受けた管理を基にして、その上に束ねるといった立場の形で併せた効果を出していくということになりますので、それで御理解いただきたい。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

7番議員。

○7番（所 清悦君） これについても、公募したのか、公募を行わず選定したのか、伺います。

あと、どれにも共通したことですけれども、選定の中で一番大事なのは、やはり経営者を誰にするか。はっきり言って人選になってくると思っています。七戸町に全体を大まかに束ねて効果を発揮させることができるという能力を持った人が、どう見ても1万5,000人の七戸町では見つけられないとなれば、私は企業誘致をするのだという考えがあれば、そういった経営者も、むしろ範囲を広げて外部から求めるということもこれから考えていったほうがいいと思っています。

それまでの案件は、ほぼそこの地域の人、また使う人が限られているので公募によらず選定したとは思っていますけれども、こういったものに関しては、より有能な人を幅広く範囲を広げて見つけるという意味で考えていますけれども。

まずこれについて、公募を行ったのかどうか。それから、範囲を広げて公募するのか、2点伺います。

○議長（瀬川左一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（附田良亮君） お答えいたします。

今回、家族旅行村とスキー場をセットにして公募によらない候補者の選定としました。その理由は、大きく二つあります。まず、スキー場の運営に関しては、リフトの運営に関して鉄道事業法による索道の資格といいますか管理が必要になります。その管理ができる事業者が町内に一つあるということで、公募によらないこととしました。

2点目については、スキー場というのは季節的な運営になります。したがって、ばらすことによって労働者の通年雇用が確保されるかどうか分からないということになります。したがって、家族旅行村と併せて従業員の通年雇用の場の確保という点から、二つ一緒に出して公募によらない選定とさせていただきます。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） ローズカントリーのところでも話をしました。一体化の形でやるというのは、これは非常にいいことだと思います。確かにそのとおりでと思うのですが、ただそのときに、ちょっと心当たりがあるというそういうレベルではなくて、先ほども言ったように、ここの感覚ではここしか見れないのです。そうではなく、全国的な視野で、面識はないかもしれないけれども、そういう形の中で。その中には中央のほうにパイプを持った人がいるかもしれない。そういう人材を選んでやらないと、隣町とか青森市に誰かいたというレベルではなく物を考えてください。

これはすぐどうこうなることではないですので、指定管理の指定も違うけれども、途中でそれは直そうと思えば直すことができると思います。ただ町長の考えとして、その辺の人材を連れてきてというレベルでないということです。要望です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第108号七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町東八甲田家族旅行村・七戸町営スキー場）は、原案のとおり可決されました。

○日程第14 議案第109号

○議長（瀬川左一君） 日程第14 議案第109号七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町和田ダム利活用施設（わんだむらんど））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

7番議員。

○7番（柘 清悦君） これは公募したのかどうか伺います。

それと、公募で選定しなかった場合は、その理由について伺います。

○議長（瀬川左一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（附田良亮君） お答えいたします。

わんだむらんどについては、公募によらない選定としました。その理由ですけれども、春においては公募するつもりでございました。当然あそこで営業活動したいというのを広く募集すべき施設だと考えておりました。ただ、残念ながらコロナの影響が大きくて外出制限、移動制限等々の中で394の通りもかなり少なくなって、今、新たに募集してもないものと判断しました。それは、前回も実は営業をしたいという人たちがいない経緯もあったためです。現状は環境整備が中心となっていることから、引き続き、こちらで公募によらない選定とさせていただきます。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第109号七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町和田ダム利活用施設（わんだむらんど））は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。11時20分まで。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

○議長（瀬川左一君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

○日程第15 議案第91号

○議長（瀬川左一君） 日程第15 議案第91号令和2年度七戸町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から行います。

10ページから13ページまでの歳入全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、歳出に入ります。

14ページ、1款1項1目議会費から、19ページ、2款1項18目新型コロナウイルス感染症対策費まで、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、19ページ、2款2項1目賦課徴収費から、24ページ、4款2項1目塵芥処理費まで、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、24ページ、6款1項1目農業委員会費から、28ページ、9款1項3目消防施設費まで、発言を許します。

9番議員。

○9番（附田俊仁君） 28ページ、9款消防費なのですけれども、去る11月5日の朝6時過ぎに、榎林で住宅が全焼するすごい火事があったわけなのですけれども、その際に、幸いにも死亡者は出なかったと。その死亡者が出なかった理由として、お隣の方がはしごをかけて2階に取り残された子供たちを勇気を持って下ろしたという事実があったみたいです。本人は残念なことに、けががなければよかったですけれども、間に合わなくて、はしごで下りれなくて、屋根から飛び降りて、本人も助かったのですが、その際に、手首の骨と腰でしたか、をけがされたということで、非常に勇敢な行為、事実があったそうです。

それに対して、我々町として勇敢な行為をたたえる、もしくはけがされたことについての補償というものをすべきだと思うのですが、その対応についてどういうふうに考えているのか、お答えください。

○議長（瀬川左一君） 総務課長。

○総務課長（中野昭弘君） ただいまの御質問にお答えいたします。

火災の概要については、ただいま附田議員が述べたとおりでございます。救助した方は榎林さんという方なのですが、その方に対しては、中部上北広域事業組合の管理者表彰

をすると、授与するという事で考えてございます。それから、町としては毎年2月に町の表彰を行っております。その中で善行賞という賞を授与する予定にしております。

それから、本人がけがをされたことによる補償の関係ですが、通常、消防団員等がそういう消火活動でけがをした際に、消防団員等補償共済基金というのがございまして、そちらのほうに問い合わせして状況を話したところ、民間人であっても、そういう人命救助等で負傷した場合は補償の対象になりますというお返事をいただきました。したがって、実際入院し、今も通院しておりますが、その病院費に関しては、そちらのほうで全額補償していただけると。

さらに、入院、通院したことにより当然仕事を休んでいるわけですから、そちらの部分も休業補償ということで補償していただけるということになってございます。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 9番議員。

○9番（附田俊仁君） 非常に勇気ある行動で、それに対してそれだけの補償があるということで、今後、勇気を持って行動するという事を我々も常に心に置いて活動していきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

11番議員。

○11番（田嶋輝雄君） 27ページの土木費でありますけれども、8款1、2、3と目がありますけれども、毎年そうでありますけれども、今現在でもそうであります。というのは、道路を走っていけば凸凹があったり、穴ぼこになったりしておりますし、そしてまたこれから冬になって春の雪解になってということであれば、またさらにそういった箇所が何か所も出てくると思っておりますが、そういった中で、専決処分するような形にならないように、早く修復していかなければならない。

これは町民の方々もよく言うことなのですけれども、ここやってけろとしゃべても、すぐやってけねんだと。こういう話も来て、そうなるとうなっているのだと、こうなるわけでございますので、そここのところは、やっぱり日頃のパトロールというものを注視し、重点的にやっていっていただきたいなということでございます。

これは、今、上下水道課で4号線のところで工事っております。皆さんも通っていてわかるとおり、やった後はいいのだけれども、後から引っ込んでいる。そういうところを速やかに、引っ込んだら早く直してやらなければいけないという考えを持って、職員も当たっていただきたいし、また何らかの形で連絡してほしいということは、常日頃、それぞれの地域の方々に言っているとは思いますが、そここのところをもう少し連絡していただけるような形の中で、周知の仕方を含めて早く修復してくださいということを要望しておきますので、よろしく申し上げます。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

13番議員。

○13番（田島政義君） 6款の25ページの使用料及び賃借料で、中部上北清掃センター使用料に関連して、中部上北ですので、我々4人派遣されて中部に行っていますが、病院の問題でいろいろと、病院も大変なあれでやっていますが、コロナ対策で今病院の健診センターのほうに救急外来の入口近くにプレハブを建ててコロナの抗原検査をやって、すごい人数が来ているということなのですが、話によると、病院は前からいる古い先生方の関係で、新しく来る先生が替わっていくみたいなのですよ。

ですから、町長は管理者でもあるし、我々4人だけでどうにもならないので、全議員に認識していただいて、病院は今まで七戸が負担金が一番多いですから、赤字についてこの前も出ています。ですから、できれば町長を先頭に、今、県病から派遣されている総合診療の先生が替わってしまえば、なかなか来る先生がないので、七戸出身の病院の先生も結構いるのですが、なかなか七病にこない。これが病院の中の悪い雰囲気というかあれがあるみたいで、先生が来たがらないということもあるので、何としても、自治医大の先生は県病ということで知事が担当してやっています。できれば総合診療ですので、町長にいろいろと精査していただいて、我々議会も県病と知事のほうに、先生の派遣要請をしていく。今、本当に病院が苦慮をしています。何といっても、古い3人の先生はなかなかその行為を直そうとしないというので、看護師も辞めています。春も辞める人もいます。

それで、私、この前、事務局長に議員も議会も町の職員に対してのハラスメントについて発議を出しているの、やっぱりちゃんとしたものでということで、職員にも、何がいつあったか書いて投書箱に入れろと。あの3人の先生は、何を言われても聞かないみたい。町が一番負担していますから、東北町よりもあるので、何としてもそういうことで。やっぱり医者様というのは、様をつけたら駄目なのです。今は患者様といって患者が大事です。医者は自分が好きで医師になったものだから、そういう認識を持ってもらうためにも、何としても、今ここで、町長に頑張ってもらって、我々も一生懸命、中部の4人も頑張るのですが、なかなかその都度発言してもそれが目に見えてこない。せっかく電子カルテを入れても、紙カルテのようにして使っているというのもあります。直そうとしないということで、町長もかなり厳しく職員には言ってきているみたいですが。院長もこの前、ついにぶつつんいって、職員と先生にはしゃべったみたい。かなり怒って。それでも全然直そうとしないみたい。今、自治医大から来ている先生が帰られると、恐らく来る人がいなくなるだろうと。

そういうことで、皆さんにも認識していただいて、町長を先頭に住民のためにも、救急車をしょっちゅう十和田へやっているようでは困るので、そういう医療体制を何としても皆さんで声を挙げてやらないと、地域の住民は大変になる。

抗原検査は大したはやっているというけれども、あれだけはやっても、入院患者いなくなって、逆に患者が七病に行けばうつると、だから行かれないというので、病院内ががらっとしています。

そういうことで、何としても、お願いですので、町長よろしくどうぞお願いいたします。

す。皆さんにもよろしく御協力をお願いします。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） 今の関連なのですけれども、中部のことだから、我々町の議会として何もできないのか。でも、もしそういう、今のような、話であれば、担当委員会とすれば総務になろうかと思えます。その辺、皆さんとそういうのを総務なり、また、全体の議運で、そういう形で何としても、それは知事のところへ行くのであれば、議員も行って、町長を筆頭にして行っていいと思えます。町長、その辺のところの気持ちを述べてもらえれば。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えします。

今、七病へ行くとうつるからおっかないという、確かにそういう声があるかもしれませんが。今、発熱外来は工事中で、休み明けの火曜日頃、具体的な業務に入れると思います。

ですから、インフルエンザか、あるいはコロナか、どちらか分からない。とにかく熱があるという人は、絶対中に入れないでそっちへ行ってもらって、そしてそこでまず判定をしてもらう。これはもう両方同時に検査できるというのは県内に同時判定はないですから、唯一七病のみと。1時間余りでその結果が出るということで、そういう誤った情報は、これは何としても解消をしなければならぬ。ですから、危ない人はもう院内には入らないと、取りあえずはですね。そういう体制は取るということにしております。

それで、今いろいろお話を伺いましたけれども、実は、県病から院長をはじめ、もう1人丸山先生の2名、実は県病の管理者と協議をして、特別の計らいで、いわゆる派遣をしていただいたものであります。

ただ、何かやっぱりなかなか折り合いがよくないと。院長もかなり張り切って、今まではどうも放し飼いの状態みたいなので、きちっとした管理をしてということで張り切ってやっていたけれども、そういった実態は、もう少し聞いてみたいというふうに思います。

あの当時、3名の常勤の増化ということで、1人は弘大から来ていただきましたが、残念ながら途中でお亡くなりになりまして、決して余裕があるわけではないのですが、もしそういう動きがあるのであれば、その前にいろいろ協議をして、必要とあれば県病の管理者なり、あるいはまた知事のほうへと。できれば、必要な中部なり、あるいはまた組合の病院ですから、中部が主体になると思えますけれども、そろって行って要請をするということにしていきたい。

実態とすれば、一時のぐっと落ちた状況から今だんだん持ち直しはしてきているという状況ですけれども、軒並み自治体病院、あるいは民間の病院も非常に苦戦していると、これは確かです。ですから、これをいかに傷を小さくするのがこれからの大きい課題だと思っておりますので、何といたっても医者チームワークがよくないというのは一番よくないのですよ。その辺はよく調べて対処したいと思えます。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、28ページ、10款1項2目事務局費から、33ページ、13款1項6目水道事業会計繰出金まで、発言を許します。

5番議員。

○5番（小坂義貞君） 31ページの10款9目12節、来年の春の開館に向けての準備作業だと思いますけれども、まず1点目、伐採について確認します。

旧天間東小学校のグラウンドですけれども、いろいろな木がありますが、どの部分の伐採予定かをお尋ねします。

○議長（瀬川左一君） 世界遺産対策室長。

○世界遺産対策室長（甲田美喜雄君） 伐採のことについてお答えいたします。

今回、計上しております伐採については、旧天間東小学校の周辺にあります支障のある木から枯れている木等になります。予定している伐採については31本、この中で防風林の木について、枯れているものが2本あります。そのほか、周辺の支障になっている木を含めての31本ということになっております。そのほか、剪定であるとか、桜の枝の剪定ですね、そういったものも含めた委託料になっております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 5番議員。

○5番（小坂義貞君） 今、31本ほどということで、私はできれば、町道の道路沿いにある桜の木、かなりの大木になっていますので、あれはいつ倒木になるかわかりません。毎日、仕事上、通って木を見ています。特に早めに撤去なり伐採するほうがいいと思います。

そしてまた、あと一つですけれども、隣地にある畑の木ですが、結構伸びています。その中の2本は必要がないと思う。かえって置けば、管理費用が毎年発生すると思いますけれども、この際かえって八甲田連峰が見えるし、景色がよくなるし、私は必要がないと考えています。そこは検討してください。

二つ目について質問いたします。

来年開館の二ツ森貝塚館ですけれども、今工事中で、旧校門ですか、ロープを簡単に張っているのですけれども、開館した場合、ロープで済むものか、それとも違う対策をするのか、はたまた管理者をどういう体制で置くのか、その2点を教えてもらえますか。

○議長（瀬川左一君） 世界遺産対策室長。

○世界遺産対策室長（甲田美喜雄君） お答えいたします。

まず、校門のところにはロープを張っております。まだ整備中でございますので、関係者以外立入禁止ということでロープ。それから体育館側の出入口になっていたところについても鎖を張っております。それについては、開館に当たり、オープンになりますので、外す方向です。あそこにも貝塚館の銘板をつけますし、また体育館側のほうについては、

出口専用になりますので、道路側からは進入禁止の看板をこれから立てます。そういった作業についても、現在しております。

あと、管理のほうなのですけれども、貝塚館の中には管理する職員を会計年度任用職員ということで2名予定しております。現在、そちらのほうについては、準備のほうの会計年度任用職員を9月補正で承認してもらいましたので、そちらのほうで予算を使いまして、採用して準備に当たって、4月以降については、その方々を引き続き管理してもらおうような形で考えております。

そのほかに学芸員を配置したいということで、今後になりますけれども、教育委員会規則を改正しまして、学芸員の発令ができる体制を整えて、館の運営に当たりたいと思っております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 5番議員。

○5番（小坂義貞君） いずれにしても、来春に向けてしっかりした開館の要望をしておきます。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

4番議員。

○4番（二ツ森英樹君） 29ページ、10款2項3目、小学校のエアコンと3項のほうの中学校のエアコン設置についてですけれども、今年度、三つの小学校と一つの中学校にエアコンが設置され、町の対応に対して子供たち、先生方、親御さんからたくさんの感謝の言葉を聞いております。

そこで、関連になりますが、次は町民のために役場本庁舎、七戸支所にエアコンを設置しなければならないと思っております。今年はコロナがこのような状態になって、感染予防のために受付窓口にフィルムなりクリアボードを立てたりしているので、窓を開けるだけの対応しかできなく、風の通りが悪くなり、熱もこもる状態で空気の流れがよくなかった。そういう状態のところ、来庁する人たちが居心地が悪い状態がここ数年続くと思うので、町としても早めの対応、エアコン設置の対応を検討していただきたいと、要望であります。よろしく願いいたします。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

14番議員。

○14番（白石洋君） 前回の9月定例会でもお願いをした経緯がありますけれども、いわゆる七戸高校のことをございましたので、議題外になるような感じを無理してお願いを申し上げて、議長からお許しをいただいて、我が町の教育長含めて何人かの関係者の方々が、岩手県の葛巻町を訪ねて、先進地のありよう等について勉強されてきたというようなこと等も伺っておりますが、おとといでしたか、新聞紙上に高校の統廃合の問題が大きく出ておりました。

文面を見てみましても、七戸高校という名前は出ていませんけれども、いわゆる10月

に食品科学科という科がなくなったことだけについてはちょっと新聞は触れておりましたけれども、ただいずれにしても、七戸高校にもそういう統廃合の廃のほうの足音が静かに静かに忍び寄っているような気がしているものですから、ぜひ議長からお許しをいただいて、29ページの教育振興費に関連させて質問させていただきたいと思いますが、お許しいただけますか。

○議長（瀬川左一君） この七高の問題は、暫時休憩の中でお話しさせていただきます。暫時休憩します。

休憩 午前11時45分

再開 午後 0時02分

○議長（瀬川左一君） 休憩を取消し、会議を開きます。
ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、歳入歳出全般わたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第91号令和2年度七戸町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第16 議案第92号

○議長（瀬川左一君） 日程第16 議案第92号令和2年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第92号令和2年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第17 議案第93号

○議長(瀬川左一君) 日程第17 議案第93号令和2年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第93号令和2年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第18 議案第94号

○議長(瀬川左一君) 日程第18 議案第94号令和2年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第94号令和2年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

皆さん、昼のチャイムが鳴りましたが、このまま続けますか。昼休みにしますか。

(「続行」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 続行という声が多数ですので、続けさせていただきます。

○日程第19 議案第95号

○議長(瀬川左一君) 日程第19 議案第95号令和2年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第95号令和2年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第20 議案第96号

○議長(瀬川左一君) 日程第20 議案第96号令和2年度七戸町水道事業会計補正予算(第3号)を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第96号令和2年度七戸町水道事業会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第21 報告第24号

○議長(瀬川左一君) 日程第21 報告第24号七戸町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(令和元年度事務事業分)に関する報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

1番議員。

○1番(中野正章君) 76ページ、七戸南公民館分館事業についてお聞きします。

まず分館が4ということであります。上の段の内容、旧七戸中央区以外の4地区(野々上、西野、倉岡、鶴児平)に分館を設置し、云々とありますが、これはこの4地区以外に分館を設置していこうという考えはありませんか。

○議長(瀬川左一君) 南公民館長。

○南公民館長(高田美由紀君) お答えいたします。

七戸地区に4分館しかない経緯をまず御説明させていただきます。

七戸地区には、社会教育施設としての役割を担うところが南公民館1か所だけでした。そのため、中央の公民館に集まらない市街地から離れた地域にも生涯学習活動ができる拠点が必要ということから、平成20年度に4分館を設置した経緯がございます。

市街地の人たちは、南公民館に来て活動ができるということから、そういった経緯がありますが、分館が設置されてから約10年が経過しておりますが、本館の南公民館1か所、分館の4か所というこの形が今現在定着してきておりますので、分館を増やすということは考えておりません。

以上です。

○議長(瀬川左一君) 1番議員。

○1番(中野正章君) 御存じのとおり、天間林地区にはまず11分館ということで、全地区にわたってあります。それによって地域活動がまず活発に行われてきた経緯もあり、私も携わっていますが、やはり分館なしではとても考えられないような気もしています。

理想としては、七戸全地区にわたるべきとは考えます。これは、今日はちょっとあれですけども、いきなりかと思いますので、また後で質問したいと思います。

以上で、よろしいです。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

13番議員。

○13番（田島政義君） 分館に関して、私は、合併して当時の町長に質問したことがあるのです。分館は4分館だけれども、町の中でも造れないのかといたら、議会での回答は、七戸は、今、館長が言ったみたいな形で、市街地はこれで、市街地外のほうは町の中に来れないからこれで。その代わり町内会とコミュニティーが各町内にありますので、それで十分ということで答弁をいただいて、皆さんがそれでオーケーと言ったから、私はそれ以上言いようがないので、そのままずっと10年活動しています。恐らく町の中ではそれは全然要望ないと思います。コミュニティーがあるので。

以上、そういう経緯があります。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

7番議員。

○7番（岨 清悦君） 3ページの4、子ども会の育成支援について伺います。

私が小学校のPTA会長とか、あと岨子ども会の会長をやっていたときに、ほかの子ども会の会長から受けた相談が、春に、どの子が入学してくるのが分からなくて、歓送迎会の案内を出すにも困っていると。それは口コミで何とか情報を集めたのだと思いますけれども。

そのとき私は、岨分館に関しては10人もいないので、そういった心配がないので、大変だなぐらいに思っていたのですけれども、役場のほうにその入る子供を教えてほしいと言ったら、個人情報保護の観点から教えれないということだったそうです。それは仕方ないと思っていましたけれども。例えば赤十字の寄附とかというのは、町内会の班長を通じて、個人名とか去年の寄付した額まで入った紙を渡すのを考えると、対応に差があると思うのですけれども、今現在、どういう状況なのか。求めがあれば、入る子供の氏名とかは教えられるのかどうか伺います。

○議長（瀬川左一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（田中健一君） お答えいたします。

これまでにそういった問い合わせとか、そういった事例はないのですけれども、仮にそういうことになった場合、先ほど議員おっしゃったとおり、個人情報という観点がありますので、こちらのほうから積極的に各町内会常会のほうにお知らせするという事はなかなか難しいものがあると考えております。その辺りについては、各町内会常会においていろいろ情報共有を図っていただいてやっていただければなと思っております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（听 清悦君） 本人の了解なく勝手に情報提供するというのは、これは難しいかと思えますけれども、逆に言えば、例えば七戸町内にこういった子ども会の活動している会があって、もしよければ入会希望するのであれば問い合わせしてくださいということで、各子ども会の会長の連絡先を提供するという事は可能ではないかと思えますけれども、そちらはどうでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（田中健一君） お答えいたします。

そういった活動であれば、特に個人情報云々かんぬんには引つかからないとは思いますが。そういったことにつきましては、今後、育成連絡協議会のほうともいろいろ協議しながら検討してみたいと思えます。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（听 清悦君） 実際、私が重大なミスをしてしまって、10人もいない听子ども会で、入学する子供1人、転入してきているという情報が入ってなくて、案内を出し忘れて申し訳ないことをしたことがあります。ぜひそういったのが防げればいいと思えますので、検討してもらえればと思えます。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） 合併して、もう12年ですか。七戸に防災無線が毎戸にあったから、同じくしてやらなければならないという形で整備した。防犯灯も同じです。

先ほど分館の話が出ましたけれども、確かに七戸の場合は、中央には南公民館があるから、カバーできる。地域のほうに4分館、それはいいです。それが同じ行政の形の中で、天間林の1番議員も言っていましたけれども、全地区にあります。カバーできる場所はないのですか。

要するに、同じ行政区の中で二制度というのはおかしいでしょう。それだったら、どちらでもいいので、七戸だったらコミュニティーもあります。今すぐはできないにしても、やっぱりそうしないとおかしいでしょう。片方が都合いいときにはこっちを使います。都合悪いときはこっちをやりますと。同じ制度にしないとおかしいでしょう。町長、どう思えますか。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えします。

今おっしゃったとおり、一国二制度、これは当初からいろいろ課題がたくさんありました。できれば分館なら分館で全部統一する、何をするにも非常にやりやすいということになります。しからば、町内会を分館に分割といいますか、再編できないかということで、これはかなり検討した時期もありました。この頃少しその辺はやっていませんけれども、田島議員がおっしゃったとおり、嫌だいう町内会もあります。よくある例が、祭りの山車で統合したらどうかと、いやいや、もう絶対うちはうちで単独でいくと。統合したところ

もありますが、そういう意識の違い、差がありまして、今までずっと来ているというふうな状況です。

ただ、例えば町内対抗の綱引き大会、片方は分館単位で出てくる、片方は町内会、やっぱり違和感がありまして、何とかこれを一つにできないものかと、これは今でも考えています。やっぱり一つの町であれば、本当は一つの制度が一番いいというふうに思います。

あれから大分時間がたっていて、再度その辺の意識というか意向の調査等、これもしてみたい。その辺を踏まえてある程度できれば、多少強引でもやっぱり一つにできれば一番いいと、そのように考えています。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） 分館制度イコール分館をつくれという意味ではないのです。例えば、確かに、私たち地域のほうにはそういう集まる場所がないから、分館が必要でしょう。でも、町なかでいえば、柏葉館もありますし南公民館もあります。それはそれを利用していいのです。

ただ、制度として、そういう行政制度とかいろいろな形がありますので、そういう制度としてやらなければ、中国でもあるまいし、そのような検討をしてください。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

以上をもって、報告第24号七戸町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和元年度事務事業分）に関する報告についてを終わります。

暫時休憩します。

休憩 午後 0時22分

再開 午後 0時22分

○議長（瀬川左一君） 休憩を取消し、会議を開きます。

○日程第22 諮問第3号

○議長（瀬川左一君） 日程第22 諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午後 0時23分

再開 午後 0時23分

○議長(瀬川左一君) 休憩を取消し、会議を開きます。

○日程第23 発議第7号

○議長(瀬川左一君) 日程第23 発議第7号七戸町議会ハラスメント防止条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

14番、白石洋議員。

○14番(白石 洋君) それでは、御説明申し上げます。

去る11月19日に開催されました議会運営委員会において、国及び町におかれましても制定されましたハラスメント防止条例に関し、当議会におかれましても制定することに決定をいたしました次第でございます。

町議会議員は、町政に携わる権能と責務を深く自覚し、地方自治の本旨を体するとともに、町民全体の奉仕者として町民の福祉向上に努めなければならないものであります。そして常に、自らの行動や言動に厳しく対処すべきであり、町民に誇れるよう職責を全うしなければなりません。

そのため、町職員へのハラスメントは、業務への支障につながり、ひいては町民サービスが低下し、町民のみならず社会からの信用及び信頼を失うことにもなるわけでありませぬ。

よって、町職員へのハラスメントの防止に努め、町職員の良好な勤務環境の実現を目指し、議案の発議をいたしましたのであります。

議員各位におかれましても、全会一致で御賛同いただきますようお願いを申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長(瀬川左一君) これより、質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、採決します。
発議第7号について採決します。
本案の採決は、起立採決とします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(瀬川左一君) お座りください。起立多数です。

したがいまして、発議第7号七戸町議会ハラスメント防止条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○日程第24 委員会報告について

○議長(瀬川左一君) 日程第24 委員会報告についてを議題とします。

本件については、令和元年第4回定例会において、所管に属する事務調査の継続調査として付託しておりましたが、各常任委員会及び議会運営委員会から調査報告が議長のもとに提出されております。

各常任委員会及び議会運営委員会からの報告は、皆様のお手元に配付している委員会報告書のとおりです。

次に、各常任委員長及び議会運営委員長の報告ですが、省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

ただいま議題となっております委員会報告書について採決します。

本件に対する総務企画常任委員長の報告は、一つ、新型コロナウイルス等感染症の今後の状況に対応した施策を推進するべきである。

一つ、企業誘致の促進を図るべきである。

一つ、再生可能エネルギー導入後の課題の調査を図るべきである。

一つ、道の駅周辺の開発の調査を図るべきである、の4件。

建設産業常任委員長の報告は、一つ、新型コロナウイルス等感染症拡大状況下における経済対策を促進するべきである。

一つ、産業の振興を図るために、高付加価値化、ブランド化並びに後継者育成を図るべきである。

一つ、起業・創業支援を図るべきである。

一つ、生活路線及び生活排水路を計画的に整備すべきである。

一つ、七戸町に適合した農地集積を図るべきである。

一つ、公共事業等の早期発注を継続的に図るべきである、の6件。

文教厚生常任委員長の報告は、一つ、新型コロナウイルス等感染症拡大状況下での教育・福祉への対策を今後も推進するべきである。

一つ、文化財の保存・整備・活用を図るとともに、縄文遺跡群世界遺産登録（４道県共同）の推進を図るべきである。

一つ、環境整備対策（不法投棄及び水質汚濁対策）の強化を図るべきである、の３件。

以上１３件を町当局に要請すべきであるとするものです。

本件は、各常任委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、委員会報告書については、各常任委員長の報告のとおり、町当局に要請することに決定しました。

○日程第２５ 閉会中の継続調査申出書について

○議長（瀬川左一君） 日程第２５ 閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

お諮りします。

本件については、皆様のお手元に配付している申出書のとおり、各常任委員会及び議会運営委員会から、令和３年１２月定例会を期限とする閉会中の継続調査をしたいとの申出があります。

本件を申し出のとおり、閉会中の継続調査としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、各常任委員会及び議会運営委員会の申出のとおり、令和３年１２月定例会を期限とする閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○閉会宣告

○議長（瀬川左一君） 以上で、今期定例会に付議された事件は全て議了しました。

これをもって、令和２年第４回七戸町議会定例会を閉会します。

皆様お疲れさまでした。

閉会 午後 ０時３４分

以上の会議録は、事務局長天間孝栄の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和2年12月4日

上北郡七戸町議会 議長

議員

議員